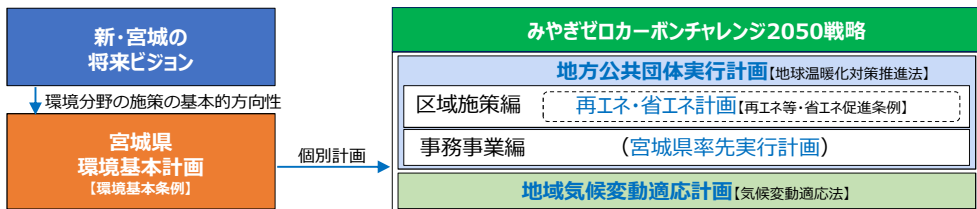


1 基本的事項

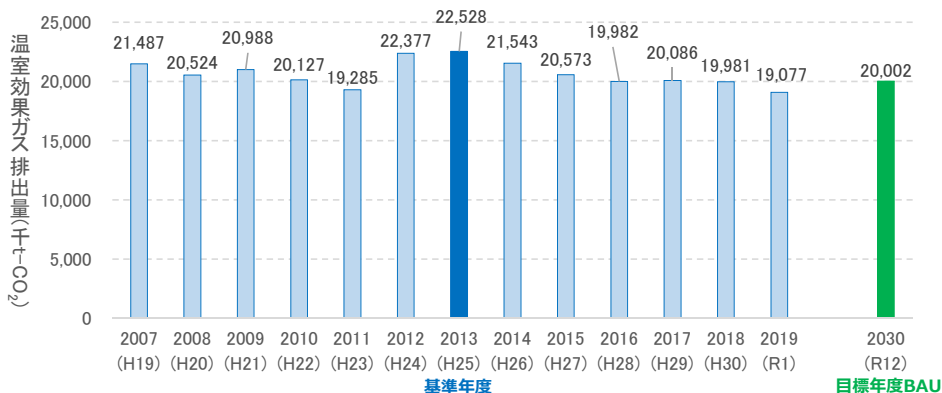
- 「宮城県環境基本計画」の長期目標に掲げる「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の着実な実現に向け、地球温暖化対策やエネルギー利用に関連する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、従来の関連する4計画を見直し、統合するもの。



- 計画期間：2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

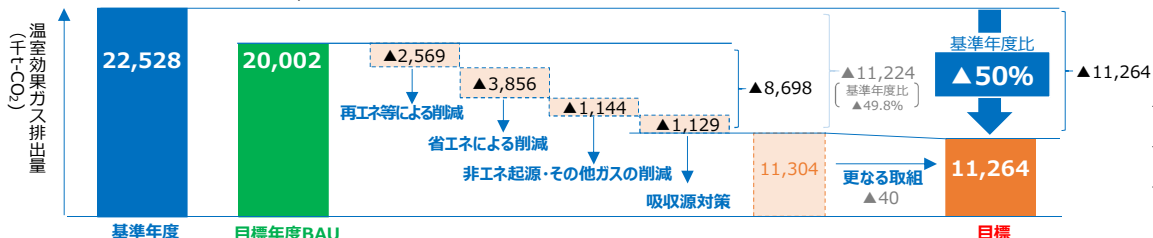
2 現状と将来推計

- 宮城県全体の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災直後の2011（平成23）年度までは減少傾向にあったものの、復旧・復興事業の影響により排出量が増加し、2013（平成25）年度をピークとして再び減少
- 今後追加的な対策を見込まず、現状のまま推移した場合の2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の現状趨勢（BAU: Business As Usual）は、現状年度からほぼ横ばいと推計



3 目標値の整理

- 国「エネルギー基本計画」等に掲げられている業種ごとの削減量等について、全国に占める宮城県の割合分を積み上げた結果、目標年度の温室効果ガス排出量の削減率(基準年年度比で49.8% (吸収源対策を含む))
- 更に取組を進めることにより、基準年度比で**50%削減**を目指す。



■温室効果ガス排出量の削減目標

- ①中長期的（2050年度まで）…「脱炭素社会」の実現
- ②短期的（2030年度まで）…基準年度である2013（平成25）年度比で温室効果ガスの排出量を**50%削減**（国目標46%削減）



4 目標達成に向けた課題

■総論

- 温室効果ガスの排出は、あらゆる経済社会活動に起因しているため、県民生活・産業など、様々な分野を相互に関連付けた総合的な取組が必要
- 50%削減の高い目標の実現のためには、現行以上の取組が必要
- 地域経済・社会へ及ぼしている影響を踏まえれば、環境保全のみならず地域の経済成長を見据えることが必要
- 関係法令の遵守の徹底に加えて、地域と共生した再エネを推進することが必要

■再生可能エネルギー等の導入拡大

- 更なる再エネの導入拡大に向け、未利用地や地域資源の活用が必要
- 短期的（～2030年）には、導入までの期間が短い太陽光発電の普及に主眼。一方、卒FITや地域との共生、廃パネル処理等の新たな課題への対応が必須
- 2050年脱炭素社会の実現に向けては、風力発電、地熱発電など多様なエネルギーの導入や幅広い分野での水素の利活用が欠かせないことから、中長期的な視点に位置付け、取組を重ねることが必要

■省エネルギーの推進

- 建築物・住宅における高効率機器の導入を含めた省エネの推進が必要
- 次世代自動車の普及や物流の低炭素化などにより、部門別排出量が多い運輸部門等の削減が必要
- 事業者としての県の率先行動が必須

5 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けた戦略的取組

- 「脱炭素社会」の実現には、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入など、あらゆる分野で、できる限りの取組を進めることが必要。また、中長期的にはイノベーションを期待
- 「短期的（2030年度まで）」と「中長期的（2050年度まで）」の視点から取組を推進
 - 省エネルギーの推進、比較的導入までの期間が短い太陽光発電の普及など
 - 風力発電や地熱発電の普及、幅広い分野での水素の利活用など

地球温暖化対策の基本的な考え方

- ①県民生活・地域社会・産業など様々な分野の総合的かつ計画的な施策の推進
- ②多様性のある地域資源を活かした地球温暖化対策の展開
- ③「環境と経済の好循環」の創出に向けた対応
- ④DX等への積極的な対応

■施策ごとの目標

施策	目標指標等	目標（2030年度）
①再生可能エネルギー等の利用促進	再エネ導入量	基準年度比 3.2倍増加
	再エネ発電設備の導入容量総量	基準年度比 12.1倍増加
	水素の利活用	FC商用車等導入拡大
②事業者・住民の削減活動促進	エネルギー消費量	基準年度比 22%削減
③地域環境の整備	森林等による吸収量	基準年度 以上を確保
④循環型社会の形成	一般廃棄物	排出量 910g/人・日 リサイクル率 30%
	産業廃棄物	排出量 10,000千t/年 リサイクル率 35%
⑤県の事務事業における排出源対策	温室効果ガス排出量	基準年度比 51%削減

6 目標達成に向けた施策

①再生可能エネルギー等の利用促進

- 事業所における再エネ設備の導入支援
- 環境負荷低減に資する製品の開発支援
- 再エネを活用したまちづくり支援
- 地域と共生した再エネの推進 など



②事業者・住民の削減活動促進

- 新しい生活様式の広がりを踏まえた省エネ行動の普及促進
- 事業所における省エネルギー設備の導入支援
- 児童・生徒への環境教育に関する出前講座の開催
- Jクレジット制度を活用した環境教育事業等の実施 など

③地域環境の整備

- 森林の多面的機能の維持・強化
- 木材利用の推進
- ブルーカーボンの普及や海洋プラスチックごみ対策、海洋環境の保全 など



④循環型社会の形成

- 廃棄物の発生抑制
- プラスチックの3R+Renewable
- 食品廃棄物等の3Rの推進 など



⑤県の事務事業における排出削減

- 県有施設のゼロエネルギー化
- 最大限の再エネ導入
- 職員一人ひとりの率先行動の推進 など



⑥気候変動適応策の推進

- 気候変動に適応した農作物の新品種づくりなど、産業における適応策の推進
- 既存住宅の断熱改修支援など生活における適応策の推進
- 適応策に関する情報発信
- 公共施設への熱中症指数計や冷水給水器導入など市町村が実施する適応策への支援 など



重点対策

■ 1 エネルギーの地産地消の観点を踏まえた、需給一体型再生可能エネルギーの大量導入の促進

- 住宅における太陽光発電と蓄電池・EVとの組み合わせによる自家消費システムの構築促進
- 工場や事務所など様々な場所で、第三者所有による太陽光発電や蓄電池・EVとの組み合わせによる、自家消費や地域内における「需給一体型」の再エネ活用モデルの促進



■ 2 長期ストックとなる住宅・建築分野への対応に向けた、ゼロエネルギー住宅・ビルの大量普及の促進

- 断熱性能等に関する国のZEH基準を上回る性能を有する住宅の独自支援と、新築住宅の徹底した省エネ化と再エネ導入の促進
- 2050年までの長期的な対応として、設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指した住宅・建築物における太陽光発電設備の導入の支援 など

■ 3 発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待される水素の利活用の更なる拡大

- 一般向け乗用車に加え、バスやトラックをはじめとする商用車のFC化の促進
- 産学連携組織の設置による脱炭素燃料の利活用と、安定的かつ効率的な供給の確保に資する社会実装モデルの構築の推進



■ 4 サプライチェーンの脱炭素化と県内経済の競争力確保のためカーボンニュートラルポートやカーボンニュートラルを目指した産業用地等の形成に向けた取組の促進

- 仙台塩釜港における「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた検討の推進
- サプライチェーンの脱炭素化に資する大規模産業用地等への再エネ供給の可能性に関する検討の推進



■ 5 農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入の促進

- 農山漁村地域において従来未利用となっていた土地、水、バイオマス等の地域資源を活用した発電や熱利用の支援、再生可能エネルギーの導入を推進する人材の育成
- 一次産業の経営に資する地域裨益型再生可能エネルギー等の導入 など



■ 6 新県民会館をはじめとした県有施設における率先垂範の実施

- 今後、県有施設を新築・大規模改修する場合には、ZEB化を検討（原則「ZEB Ready」以上）
- 県有施設全体で最大限の自家消費型太陽光発電設備の導入



■ 7 地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する新たな取組の検討

- 森林の大規模開発による温室効果ガスの吸収源の喪失や、土砂災害リスク増加への懸念、地域資源である景観への影響などに対応するため、地域と共生した再生可能エネルギー施設の導入を促進する新たな取組に向けた検討の推進

■ 8 大量廃棄が懸念される太陽光発電パネルのリサイクルと適正処理に向けた枠組みの検討

- 製品寿命の延長に向けた太陽光発電施設の保守点検等に従事する技術者育成への支援
- リサイクル業者の育成に向けた技術開発や施設導入への支援
- リユース・リサイクルの体制構築に向けた地域検討会等への参画や各種ガイドラインの周知



7 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準

除外区域（国基準）

※県内該当なし

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）※
- 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区等（自然公園法）
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護法）
- 生息地等保護区の管理地区（種の保存法）※

除外区域（県基準）

- 砂防指定地（砂防法）
- 保安林（森林法）
- 国立・国定・県立公園の特別地域（自然公園法・県立自然公園条例）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- 県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護法）
- 自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全条例）
- 水道水源特定保全地域（ふるさと宮城の水循環保全条例）

※下線は国基準では「配慮が必要な区域」としているが、引き上げて「除外区域」に設定したもの

8 推進体制

進捗管理

- 全庁組織による実行
- 地域協議会による効果的な施策展開
- 毎年度の状況把握と公表

3年ごとの中間点検

計画の終期

2030（令和12）年度